

## <報道発表資料>

平成 28 年 4 月 26 日

### 地球温暖化対策に関する優良大規模事業所の認定について

～ 埼玉県で初めて「トップレベル事業所」を認定しました！ ～

埼玉県では、平成 23 年度から目標設定型排出量取引制度を導入し、大規模事業所における地球温暖化対策を進めています。制度対象事業所は、計画期間ごとに定められた目標削減率以上に CO<sub>2</sub>（二酸化炭素）排出量を削減する必要があります。

また、地球温暖化対策を更に推進するため、特に優れた対策を実施している大規模事業所を優良大規模事業所として認定する制度を定めています。

このたび、本県で初めて優良大規模事業所認定制度における「トップレベル事業所」を認定し、宍戸環境部長から認定書を授与しました。

#### 記

- 1 日 時：平成 28 年 4 月 26 日（火） 10：00～10：20
- 2 場 所：環境部長室
- 3 出席者：レンゴー株式会社 西村修 専務執行役員兼八潮工場長

#### 【参考】

- 1 認定事業所
  - (1) 事業所名：レンゴー株式会社 八潮工場（八潮市）
  - (2) 認定区分：トップレベル事業所
  - (3) 主な事業：段ボール原紙などの板紙を製造する工場
- 2 目標設定型排出量取引制度とは
  - ・平成 23 年 4 月から制度開始。
  - ・エネルギー使用量が原油換算で 1,500 キロリットル以上の事業所が対象。
  - ・第一計画期間（平成 23～26 年度の 4 年間）では工場で 6%、オフィス等で 8% 以上、第二計画期間（平成 27～31 年度の 5 年間）では工場で 13%、オフィス等で 15% 以上の CO<sub>2</sub> 目標削減率が設定される。
  - ・目標を達成できない場合、排出量取引により他の事業所の削減分や森林吸収量などをクレジットとして取得し、目標達成に充当できる。

### 3 優良大規模事業所制度とは

- ・認定を受けようとする事業者は、CO<sub>2</sub>排出削減体制の整備や高効率ボイラーの設置等の対策を実施し、第三者検証機関の検証を受けて、県に申請。
- ・県は、有識者5名による審査委員会で約350項目（工場の場合）を審査し、極めて優れていたと評価した場合、トップレベル事業所として認定する。
- ・認定を受けた場合、メリットとしてCO<sub>2</sub>の目標削減率が緩和される。

### 4 過去の認定事業所

優良大規模事業所の区分	認定事業所 (認定日)	備考
トップレベル事業所 (極めて取組が優れている)	レンゴー(株)八潮工場 (八潮市) (H28. 3. 24 (※)) ※準トップレベル認定(H24. 8. 23)から格上げ。	目標削減率が 2分の1に緩和 (13%→6.5%)
準トップレベル事業所 (特に取組が優れている)	曙ブレーキ工業(株)Ai-City(羽生市) H24. 8. 23)	目標削減率が 4分の3に緩和 (15%→11.25%)